

# 移送サービス利用案内

## 【2】利用について

市内にお住まいでの普段車いすで生活しておられる高齢者や障がい者が気軽に外出できるよう、運転ボランティアがリフト付き自動車で外出の援助をします。この事業は営利目的としておらず、利用料は車両の維持管理に使用しております。

### 【1】登録について

#### ① 移送サービスに登録できる方

介護保険法にいう「要介護者」及び「要支援者」、身体障害者福祉法における「身体障がい者」、その他肢体不自由・内部障がい・精神障がい・知的障がい等により車いすを使用し、独立した歩行が困難な者であつて、単独では公共交通機関の利用が困難な移動制約者及び介助人1名。

#### ② 登録方法

移送サービス利用には、事前登録が必要です。指定の登録申込書に必要事項をご記入の上、社会福祉協議会に提出してください。  
登録手続きには、登録料、印鑑、障がい者手帳、介護保険被保険者証等が必要です。

登録料は、年間1,200円です。  
(年度途中、月割1カ月100円)

※ 登録により取得しました個人情報は、移送サービス事業以外には使用いたしません。

#### ⑤ 利用料金

1乗車につき	(1) 2km以内	300円
(2) 2km超	6km以内	500円
(3) 6km超	12km以内	1,000円
(4) 12km超	18km以内	1,500円
(5) 18km超	24km以内	2,000円
(6) 24km超	30km以内	2,500円
(7) 30km超	40km以内	3,000円
(8) 40km超以降	10kmごとに 500円を加算	

#### ① 利用目的

- ・医療機関等への通院
- ・日常生活に必要な買い物
- ・社会参加を目的とした外出
- ・その他特に協議会会長が必要と認めたもの

#### ② 送迎方法

- リフト、またはスロープ付自動車による送迎  
※ 車両の貸し出しはしていません。

#### ③ 利用時間及び利用範囲

翌年の1月3日までを除く、原則として午前9時から午後5時までとします。

利用範囲は、原則として高槻市内および隣接府県とし、概ね100kmを限度とします。  
また、利用回数は概ね週4日(4回)以内とします。

#### ⑦ 有料道路利用料等

移送サービスに付随する有料道路利用料や駐車場代は、利用者負担となります。  
また、有料道路利用料については、送りのみや迎えのみの利用の場合でも、行き帰りに必要な費用はご負担願います。

## 【3】事故責任について

土日や時間外の利用につきましては、対応できる場合がありますので、事務局にご相談ください。  
事故の補償については、社会福祉協議会が加入している保険の範囲内とします。